

# 関西学院大学 研究成果報告

2020年 5月 25日

関西学院大学 学長殿

所属： 司法研究科  
職名： 教授  
氏名： 神戸秀彦

以下のとおり、報告いたします。

研究制度	<input checked="" type="checkbox"/> 特別研究期間 <input type="checkbox"/> 自由研究期間 <input type="checkbox"/> 大学共同研究 <input type="checkbox"/> 個人特別研究費 <input type="checkbox"/> 博士研究員 ※国際共同研究交通費補助については別様式にて作成してください。
研究課題	廃棄物処理施設・原子力発電所をめぐる問題と民法・環境法の課題
研究実施場所	関西学院大学上ヶ原キャンパス神戸研究室ほか
研究期間	2019年9月20日 ～ 2020年3月31日（秋学期）

## ◆ 研究成果概要 （2,500字程度）

上記研究課題に即して実施したことを具体的に記述してください。

### 1) 研究室内での論文の執筆

2011年3月の福島第一原発事故以来、私は、①日本の原子力発電所の再稼働差止め訴訟と、②福島第一原発被害の原状回復政策及び原状回復訴訟について、関心を持っている。今回の研究期間中には、

①について、

・論文：神戸秀彦「原発差止め訴訟(民事)と社会通念論—火山ガイドに触れながら—」(吉村先生古稀記念論集<日本評論社>、2020年6月刊行予定)

を、②について、

・論文：神戸秀彦「福島県における放射性廃棄物の処理と再利用—放射性物質汚染対処特措法との関連で—」(行政社会論集<福島大学行政社会学会>32巻4号、2020年3月刊行)

・論文：神戸秀彦「農地の放射能汚染と原状回復訴訟—物権的妨害排除請求権と付合を中心として—」(法と政治<関西学院大学法政学会>71巻1号、2020年6月刊行予定)を仕上げて刊行し、または、近日中に刊行予定としている。

### 2) 神戸単著の論文集の刊行準備

以上を踏まえて、関西圏に所在するある出版社と交渉し、上記以外の論文をも集めて、「原発再稼働の差止めと原発被害の原状回復—福島第一原発事故後の展開—」(仮題)と

いう単著を刊行する段取りを進め、同出版社の編集会議でも承認された。そして、関西学院大学から2020年度の出版助成を頂ければ、2021年には、刊行できる見通しが出てきた。

### 3) 福島第一原発事故・チェルノブイリ原発事故の被害地域等の視察・ヒアリング

#### ① 福島第一原発事故被害地域等の視察・ヒアリング

上記論文や単著の刊行については、原発事故の被害地域を訪れて、現地の状況を訪れて被害者の声を含む被害状況を把握することが不可欠である。今回の研究期間中に、①福島第一原発事故被害地域等で、②チェルノブイリ原発等で、それぞれ視察・ヒアリングをした。①については、2019年9月22～23日に、福島原発被害地域等の視察・ヒアリングを行った。相馬市伝承鎮魂記念館で津波被災資料等の見学、総合福祉センターはまなす館で原発被災者との交流、津波・原発で被災した浪江町請戸小学校跡の見学、福島第一原発周辺での見学・放射能数値の計測などを行った。また、2019年11月15日～17日にも、福島原発被害地域等を視察・ヒアリングを行った。15日には、東京・新宿駅西口付近で、福島県大熊町・双葉町にある中間貯蔵施設の地権者団体の方からヒアリングを行った。16・17日には、福島県の各所、i) 檜葉町・浪江町で福島第一原発の被害について、ii) 双葉町の中間貯蔵施設および双葉駅周辺の被害について、iii) 南相馬市・相馬市で、福島イノベーション・コースト構想（太陽光発電施設）について、iv) 飯館村で、除染土の再利用の実証実験について、それぞれ視察・ヒアリングを行った。

#### ② チェルノブイリ原発等の視察・ヒアリング

次に、②については、2020年3月2日に日本を出発してウクライナに着き、同月3日～6日に、チェルノブイリ原発等の視察・ヒアリングを行った。3日キエフ市に到着した後、同市内の国立チェルノブイリ博物館を見学して、同市内のホテルに宿泊した。翌4日、公認ガイドの方（本業＝農家）の運転する自動車に同乗（以下の2日間は自動車で移動）し、同じくガイド役の現地NPO法人所属の方の案内にて、キエフ市から約100キロのチェルノブイリ原発周辺の居住禁止区域に入り、チェルノブイリ原発4号機の新石棺を外から見学したあと、現在人が住んでいないプリピャチ市の病院の建物跡などに入って歩き、写真撮影や放射線の測定をした。その後、チェルノブイリ市のニガヨモギの星公園・チェルノブイリ教会などを見学し、さらに、チェルノブイリ汚染ゾーン（第2）にあるクワポートイエ村で居住を続ける高齢の女性のお宅を訪問してから、チェルノブイリ原発に比較的近いオラネ村にある本業農家の公認ガイドの方の経営する農家民宿に1泊した。

翌5日には、チェルノブイリ原発直近のコバチ村の幼稚園跡・その近くの旧コルホーズの農機具の放棄地を見学して写真撮影や放射線測定をした。続いて、チェルノブイリ原発（1～3号機）の所内に入り、爆発を起こした4号機と同じタイプの制御室などを見学して同原発の職員の方から説明を受け、また、新石棺に関する模型を見ながら、同職員の方から、新石棺の説明を受けた。さらに、チェルノブイリ汚染ゾーン（第2）にあるティレンティ村で居住を続けるご夫婦のお宅を訪問し、そのあとは、自動車にて、晩にキエフ市のホテルに戻った。翌6日には、キエフ市内の「ウクライナ国家立入禁止区域管理庁」を訪問し、チェルノブイリ法やチェルノブイリ原発4号機に関する新石棺・同1～3号機の廃炉の問題について、同庁長官や同庁前長官などからヒアリングを行い、その晩キエフ市内のホテルに泊まったのち、ウクライナを出発し、同月8日には、日本に帰国した。

以上

提出期限：研究期間終了後2ヶ月以内

※個人特別研究費：研究費支給年度終了後2ヶ月以内 博士研究員：期間終了まで

提出先：研究推進社会連携機構（NUC）

※特別研究期間、自由研究期間の報告は所属長、博士研究員は研究科委員長を経て提出してください。

◆研究成果概要は、大学ホームページにて公開します。研究遂行上大学ホームページでの公開に支障がある場合は研究推進社会連携機構までご連絡ください。